

新潟市契約規則の規定による帳票規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 0 年 2 月 1 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市訓令第 1 号

新潟市契約規則の規定による帳票規程の一部を改正する規程

新潟市契約規則の規定による帳票規程（昭和 4 1 年新潟市訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 6 号の 2 工事請負契約約款第 5 条第 5 項中「，第 4 号及び第 6 号」を「及び第 5 号」に改める。

別記様式第 9 号及び別記様式第 9 号の 2 を次のように改める。

仮契約書

下記の物品供給については、新潟市契約規則の規定に従い、当該契約について議会の議決を得たときは、これを本契約とみなすものとし、契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

No.

発注機関：

件名			
契約金額	円		
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円			
品名 品質・規格など	数量 単位	単価	金額
履行期限	年 月 日まで		
履行場所			
契約保証金			

別紙の物品供給契約条項及び特約条項の定めるところにより契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

年 月 日

発注者 新潟市
代表者 新潟市長 印

受注者 住所
商号又は名称
代表者 印

付帯条件

- 1 発注者（以下「甲」という。）は，受注者（以下「乙」という。）がこの仮契約の日から当該仮契約についての議会の議決の日までの間において，新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定により指名停止を受けた場合は，この仮契約を解除し，本契約を締結しないものとする。また，甲は，乙に対していかなる責任も負わない。
- 2 甲は，議会で議決を得られなかった場合においても，乙に対していかなる責任も負わない。

工事請負仮契約書		収入 印紙 印
下記の工事の請負については、新潟市契約規則の規定に従い、当該契約について議会の議決を得たときは、これを本契約とみなすものとし、契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。		
No.		発注機関：
工事（委託）番号		
工事（委託）名		
工事（委託）場所		
請負金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)	
工期（履行期限）	本契約移行の日から 年 月 日まで 日間	
契約保証金		
解体工事に要する費用等 1 分別解体等の方法 2 解体工事に要する費用 3 再資源化等を要するための施設の名称及び所在地 4 再資源化等に要する費用	別紙のとおり	
別紙の工事請負契約約款によつて請負契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。		
また、請負者が特定共同企業体を結成している場合には、請負者は、特定共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。		
年 月 日		
発注者 新潟市 代表者		印
請負者 住所 氏名又は名称 代表者		印

付帯条件

- 1 発注者（以下「甲」という。）は、請負者（請負者が共同企業体を結成している場合にあつては、共同企業体の構成員の全部又は一部の構成員。以下「乙」という。）がこの仮契約の日から当該仮契約についての議会の議決の日までの間において、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定により指名停止を受けた場合は、この仮契約を解除し、本契約を締結しないものとする。また、甲は、乙に対していかなる責任も負わない。
- 2 甲は、議会の議決を得られなかった場合においても、乙に対していかなる責任も負わない。

附 則

この規程は、平成 2 0 年 2 月 1 日から施行する。